

## 橋本周辺広域ごみ処理場多目的広場使用規則

平成 22 年 10 月 1 日

規 則 第 1 0 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、橋本周辺広域市町村圏組合公有財産規則第 13 条の規定に基づき、橋本周辺広域ごみ処理場多目的広場の使用について、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この規則において、「多目的広場」とは、和歌山県橋本市高野口町大野 1827-28 に位置する「橋本周辺広域ごみ処理場の多目的広場」をいう。

(休止日)

第 3 条 多目的広場の休止日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までの日（前号に掲げる日を除く。）
- (3) 施設の維持管理上、必要と認めるとき

(使用時間)

第 4 条 使用時間は、午前 9 時から午後 4 時までとする。

(使用の申請)

第 5 条 多目的広場を使用する者は、橋本周辺広域ごみ処理場多目的広場使用申込書（様式第 1 号）を管理者に提出しなければならない。

(行為の禁止)

第 6 条 多目的広場において、次の各号掲げる行為をしてはならない。ただし、管理者が許可したもの、又はやむを得ないと認めたものについてはこの限りでない。

- (1) 施設を損傷し、又は汚損すること
- (2) 火気を使用すること
- (3) 危険な行為をすること
- (4) 鳥獣類を捕獲し、又は殺傷すること
- (5) 貼紙若しくは貼札をし、又は広告物を掲示すること
- (6) 風紀をみだし、その他利用者に迷惑をかけること

- (7) 許可なく多目的広場へ車両を乗り入れ、又は止めおくこと
- (8) 前各号に掲げるもののほか、多目的広場の利用を妨げる行為をすること  
(使用の禁止又は制限)

第7条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、多目的広場を保全し、又は使用者並びにその他利用者の危険を防止するため、多目的広場の利用を禁止し、又は制限することができる。

- (1) 多目的広場の損壊その他の理由により、その利用が危険であると認められるとき
- (2) 多目的広場に関する工事のため、やむを得ないと認められるとき
- (3) 前条の規定に違反したとき
- (4) 前各号のほか、管理者が特に管理上不相当と認めたとき  
(使用料)

第8条 多目的広場の使用に係る使用料は、無料とする。

(原状回復の義務)

第9条 使用者は、多目的広場の使用を終了したときは、直ちに原状に復さねばならない。

(損害賠償の義務)

第10条 使用者は、多目的広場の使用に際して施設等を棄損し、又は滅失したときは、管理者が相当と認める損害額を賠償しなければならない。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規則は、平成22年10月1日から施行する。

様式第1号

年 月 日

橋本周辺広域ごみ処理場（エコライフ紀北）多目的広場使用申込書

|      |                                    |  |
|------|------------------------------------|--|
| 使用者  | 住 所                                |  |
|      | 氏 名                                |  |
|      | (団体名)                              |  |
| 使用日時 | 年 月 日 ( ) 時 分から<br>年 月 日 ( ) 時 分まで |  |
| 使用内容 |                                    |  |
| 使用人数 | 人                                  |  |
| その他  |                                    |  |

使用時の注意事項

- ・芝生や樹木及び付属施設を傷つけないでください。
- ・駐車場以外の所へは車両等を乗り入れないでください。
- ・火気の使用はしないでください。
- ・他人に迷惑をかける行為はやめてください。
- ・ごみ類は持ち帰ってください。
- ・多目的広場の使用を終了したときは、原状に復してください。
- ・職員の指示には必ずしたがってください。
- ・事故が起こっても当組合は責任を負いません。